

原議保存期間10年
(2032年3月31日まで)
企画調査課

最高検企訓第1号

最高検察庁職員

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第7条に基づく個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)、同法第66条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第12条の規定に基づき、最高検察庁保有個人情報等保護管理規程を次のように定める。
令和4年3月22日

検事総長 林 眞 琴
(公 印 省 略)

最高検察庁保有個人情報等保護管理規程

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 管理体制(第3条―第9条)
- 第3章 教育研修(第10条)
- 第4章 職員の責務(第11条)
- 第5章 保有個人情報等の取扱い(第12条―第21条)
- 第6章 保有個人情報等を取り扱う情報システムにおける安全の確保等(第22条・第23条)
- 第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等(第24条―第26条)
- 第8章 サイバーセキュリティの確保(第27条)
- 第9章 安全確保上の問題への対応(第28条・第30条)
- 第10章 監査及び点検の実施(第31条―第33条)
- 第11章 雑則(第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第7条の規定に基づく個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)、同法第66条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第12条の規定に基づき、各法を適切に運用するため、最高検察庁における保有個人情報及び個人番号(以下「保有個人情報等」という。)を適正に管理することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の意義は、個人情報保護法第2条、第60条及び番号法第2条の定めるところによる。

第2章 管理体制

(総括個人情報保護管理者)

第3条 最高検察庁に、総括個人情報保護管理者(以下「総括保護管理者」という。)を一人置くものとし、次長検事を充てる。

2 総括保護管理者は、最高検察庁の職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)に対する保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督等を行うとともに、最高検察庁における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(公文書監理官)

第4条 最高検察庁に置く公文書監理官は、総括保護管理者を助け、検察庁における保有個人情報の管理に関する事務の実質責任者としての任に当たる。

(個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者)

第5条 各局部課室に、別表に定めるとおり、個人情報保護管理者(以下「保護管理者」という。)及び個人情報保護担当者(以下「保護担当者」という。)を置く。

2 保護管理者は、総括保護管理者の指示に従い、当該局部課室における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たり、保有個人情報等を情報システム(サーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、ソフトウェア等で構成され、情報処理又は通信の用に供するものをいう。以下同じ。)で取り扱う場合、当該情報システムの責任者と連携してその任に当たる。

3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、当該部課室における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(特定個人情報等事務取扱担当者)

第6条 個人番号関係事務において個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う局部課室に、特定個人情報等を取り扱う職員として特定個人情報等事務取扱担当者(以下「事務取扱担当者」という。)を置くものとし、総括保護管理者又は保護管理者は、事務取扱担当者及びその役割を定める。

2 総括保護管理者又は保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を定める。

(特定個人情報等の取扱いに関する組織体制の整備)

第7条 総括保護管理者又は保護管理者は、特定個人情報等の取扱いに関し、次の各号に掲げる組織体制を整備する。

- (1) 特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損等（以下「漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合、職員がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合その他安全確保の上で問題となる事案が発生した場合の保護管理者への報告連絡体制
- (2) 特定個人情報等を複数の局部課室で取り扱う場合の各局部課室の任務分担及び責任体制
- (3) 特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制（個人情報保護監査責任者）

第8条 最高検察庁に、個人情報保護監査責任者（以下「監査責任者」という。）を一人置くものとし、次長検事とする。

2 監査責任者は、最高検察庁における保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(保有個人情報等の適切な管理のための委員会)

第9条 総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、総括保護管理者が指定する職員を構成員とする委員会を設ける。

第3章 教育研修

(教育研修)

第10条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、各局部課室における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を行う。

4 保護管理者は、当該局部課室の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4章 職員の責務

(職員の責務)

第11条 職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及びこの規程の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第12条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人

情報等にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限等)

第13条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為については、総括保護管理者又は保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、総括保護管理者等の指示に従い当該行為を行わなければならない。

(1) 保有個人情報等の複製

(2) 保有個人情報等の送信

(3) 保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下同じ。）の外部への送付又は持出し

(4) 前3号に掲げるもののほか保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

2 職員は、保有個人情報等について、前項に規定する行為を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去し、保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、消去等の実施状況を確認する。

(入力情報の照合等)

第14条 職員は、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合には、当該保有個人情報等の重要度に応じて、入力情報の照合等を行わなければならない。

(誤りの訂正等)

第15条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第16条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保存しなければならない。

2 職員は、保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

(誤送付等の防止)

第17条 職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務において取り扱う個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

(廃棄等)

第18条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不

可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

- 2 保有個人情報等の消去や保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階に渡る委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認しなければならない。

（保有個人情報等の取扱状況の把握）

第19条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備するなど、当該保有個人情報等の利用、保管等の取扱いの状況を把握するため、必要な措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、特定個人情報ファイルの利用、保管等の取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用、保管等の取扱状況について記録する。

（取扱区域）

第20条 総括保護管理者又は保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

（外的環境の把握）

第21条 保護管理者は、保有個人情報等が外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第6章 保有個人情報等を取り扱う情報システムにおける安全の確保等

（安全の確保等）

第22条 保有個人情報等を取り扱う情報システムを運用管理する各部課室の保護管理者は、当該情報システムにおける安全を確保するため、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、必要な措置を講ずる。

- 2 保有個人情報等を取り扱う情報システムにおける端末を利用する各局部課室の保護管理者は、当該情報システムの端末における安全を確保するため、必要な措置を講ずる。
- 3 保有個人情報等を取り扱う情報システムにおける端末を利用する職員は、保護管理者の指示に従い、当該情報システムにおける端末の管理について必要な措置を行わなければならない。

（情報システム室等の安全管理）

第23条 保有個人情報等を取り扱う情報システムの基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）を管理する保護管理者は、災害及び外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等の安全管理について、必要な措置を講ずる。

- 2 情報システム室等を管理する保護管理者は、情報システム室等への入退を管理するため、必要な措置を講ずる。

第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

（保有個人情報の提供）

第24条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、保有個人

情報の提供を受ける者と、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面（電磁的記録を含む。）を取り交わす。

- 2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、保有個人情報の提供を受ける者に対し、安全確保の措置を要求する。また、必要があると認めるときは、実地の調査等を行い、その結果に基づき改善要求等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずる。
- 4 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

（業務の委託等）

第25条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、当該契約を担当する職員は、委託を受ける者の選定に関し、必要な措置を講じ、契約書に、次の各号に掲げる事項を明示するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。この場合において、個人番号関係事務を委託するときは、委託先において、番号法に基づき最高検察庁が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認し、当該措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び第4項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報の安全管理措置に関する事項

(5) 個人情報の漏えい等の発生時における対応に関する事項

(6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却又は廃棄に関する事項

(7) 前各号に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

(8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

- 2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
- 3 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、当該契約を担当する職員は、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。
- 4 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委

託契約を担当する職員は、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は自らが再委託先における個人情報の管理の状況について、確認する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。この場合において、個人番号関係事務の委託先が再委託をするときは、委託をする業務において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

- 5 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、当該契約を担当する職員は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明示する。

(匿名化措置)

第26条 保有個人情報等を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

第8章 サイバーセキュリティの確保

(サイバーセキュリティに関する対策の基準等)

第27条 職員は、個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報等の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保しなければならない。

第9章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告等)

第28条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、職員がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合その他安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告するとともに、被害拡大防止のため直ちに講じ得る措置については直ちに講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、被害拡大防止のため直ちに講じ得る措置については、直ちに講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者及び公文書監理官に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者及び公文書監理官に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を検事総長に速やかに報告する。
- 5 総括保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(個人情報保護法に基づく報告及び通知)

第29条 保護管理者は、漏えい等が生じた場合であって個人情報保護法第68条第1項に規定する個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前条の報告と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、委員会による事案の把握等に協力しなければならない。

(公表等)

第30条 保護管理者は、個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。

2 保護管理者は、国民の不安を招きかねない事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行うものとする。

第10章 監査及び点検の実施

(監査)

第31条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章ないし第9章に定める措置の状況を含む保有個人情報等の管理の状況について、少なくとも毎年度1回以上の定期及び必要に応じ臨時に監査を行い、その結果を総括保護管理者及び検事総長に報告する。

2 監査責任者は、前項の監査を行うに当たっては、監査責任者が指名した職員に監査を行わせることができる。

(点検)

第32条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、少なくとも毎年度1回以上の定期及び必要に応じ臨時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第33条 総括保護管理者及び保護管理者は、保有個人情報等の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じる。

第11章 雑則

(細則)

第34条 この規程の運用に関する細則は、別に総括保護管理者が定めることができる。

附 則

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

2 最高検察庁保有個人情報等保護管理規程（平成27年11月26日最高検企訓第1号検事総長訓令）は、廃止する。

別表（第5条関係）

管理の範囲	保護管理者	保護担当者
総務課	総務課長	総務課長補佐 人事係長
会計課	会計課長	会計課長補佐 主計係長
事務局 (総務課及び会計課の範囲を除く。)	事務局長	
総務部検察官 (訴訟に関する書類)	総務部長	企画調査課長
企画調査課	企画調査課長	企画調査課長補佐 調査第二係長
検務課	検務課長	検務課長補佐 執行係長
情報システム管理室	情報システム管理室長	総務部専門職（情報システム管理室担当） 情報システム企画係長
監察指導部検察官 (訴訟に関する書類)	監察指導部長	監察指導課長
監察指導課	監察指導課長	監察指導課長補佐 監察指導第一係長
刑事部検察官 (訴訟に関する書類)	刑事部長	刑事事務課長
刑事事務課	刑事事務課長	刑事事務課長補佐 第一係長
公安部検察官 (訴訟に関する書類)	公安部長	公安事務課長
公安事務課	公安事務課長	公安事務課長補佐 第一係長
公判部検察官 (訴訟に関する書類)	公判部長	公判事務課長
公判事務課	公判事務課長	公判事務課長補佐 公判係長
注) 各課・室長補佐が複数配置されているときは、総括保護管理者が指定する者とする。		